

桐生都市計画区域区分の変更（群馬県決定）

桐生都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる

年 次		平成 2 2 年	平成 3 2 年
		(基準年)	(基準年の 10 年後)
区 分	都 市 計 画 区 域 内 人 口	483.2 千人	おおむね 459.5 千人
	市 街 化 区 域 内 人 口	341.9 千人	※ 1 おおむね 324.1 千人
	配 分 す る 人 口	—	おおむね 325.8 千人
	保 留 す る 人 口	—	0.0 千人
	(特定保留)	—	0.0 千人
	(一般保留)	—	0.0 千人

※ 1 平成 3 2 年市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口を想定しない。

理 由

平成 22 年国勢調査及び都市計画基礎調査の成果に基づき、別に定める都市計画区域の整備、開発及び保全の方針において、平成 32 年を目標年次とし、都市計画の目標、区域区分の決定の有無及び区域区分を定める際の方針並びに主要な都市計画の決定の方針を改定することに伴い、区域区分を定める都市計画区域における将来の人口を適切に見直すものです。

また、別添計画図表示のとおり、既に市街地を形成する地区として、広沢南公園地区 面積 11.3ha と堤町二丁目地区 面積 0.5ha を市街化区域に編入するものです。

桐生都市計画区域区分の変更（群馬県決定）新旧対照表

桐生都市計画区域区分を次のように変更する。

1. 市街化区域及び市街化調整区域の区分

「計画図表示のとおり」

2. 人口フレーム

区 分	年 次	新		旧	
		平成 2 2 年 (基準年)	平成 3 2 年 (基準年の 10 年後)	平成 1 7 年 (基準年)	平成 2 7 年 (基準年の 10 年後)
※人口は、広域都市計画圏の人口フレームによる。					
都市計画区域内人口		483.2 千人	おおむね 459.5 千人	109.1 千人	95.8 千人
市街化区域内人口		341.9 千人	※ 1 おおむね 324.1 千人	104.3 千人	※ 1 91.6 千人
配分する人口		—	おおむね 325.8 千人	—	100.9 千人
保留する人口		—	0.0 千人	—	0.0 千人
（特定保留）		—	0.0 千人	—	0.0 千人
（一般保留）		—	0.0 千人	—	0.0 千人

※ 1 平成 3 2 年及び平成 2 7 年市街化区域内人口については、広域都市計画圏における保留人口を想定しない。

総括図 S=1/20,000

凡例

編入区域



区域区分の変更

種類、名称及び面積

変更前		変更後	
市街化区域	3,022ha	市街化区域	3,034ha
市街化調整区域	10,725ha	市街化調整区域	10,713ha
		(市街化区域へ12ha 編入)	

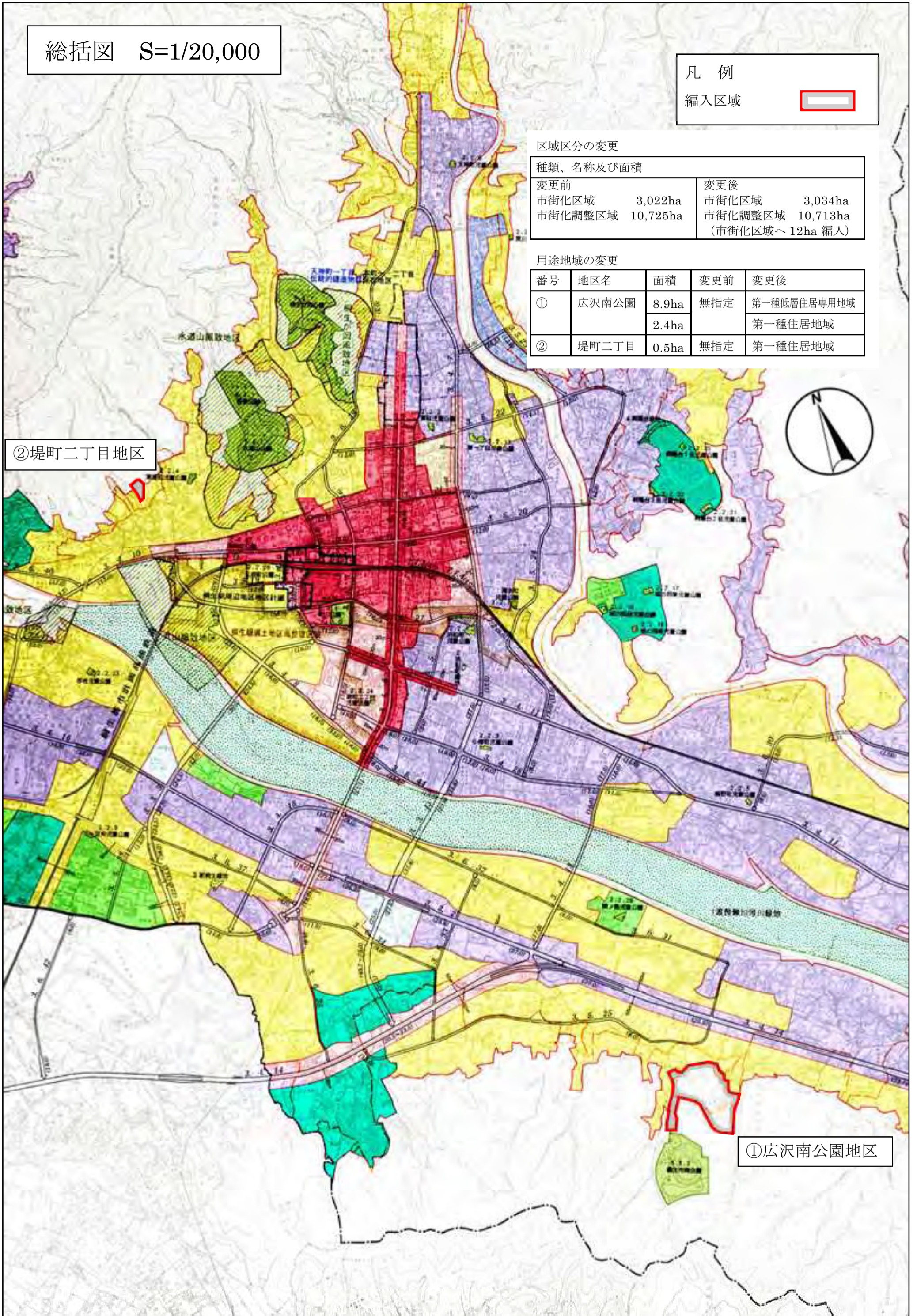
用途地域の変更

番号	地区名	面積	変更前	変更後
①	広沢南公園	8.9ha	無指定	第一種低層住居専用地域
		2.4ha		第一種住居地域
②	堤町二丁目	0.5ha	無指定	第一種住居地域

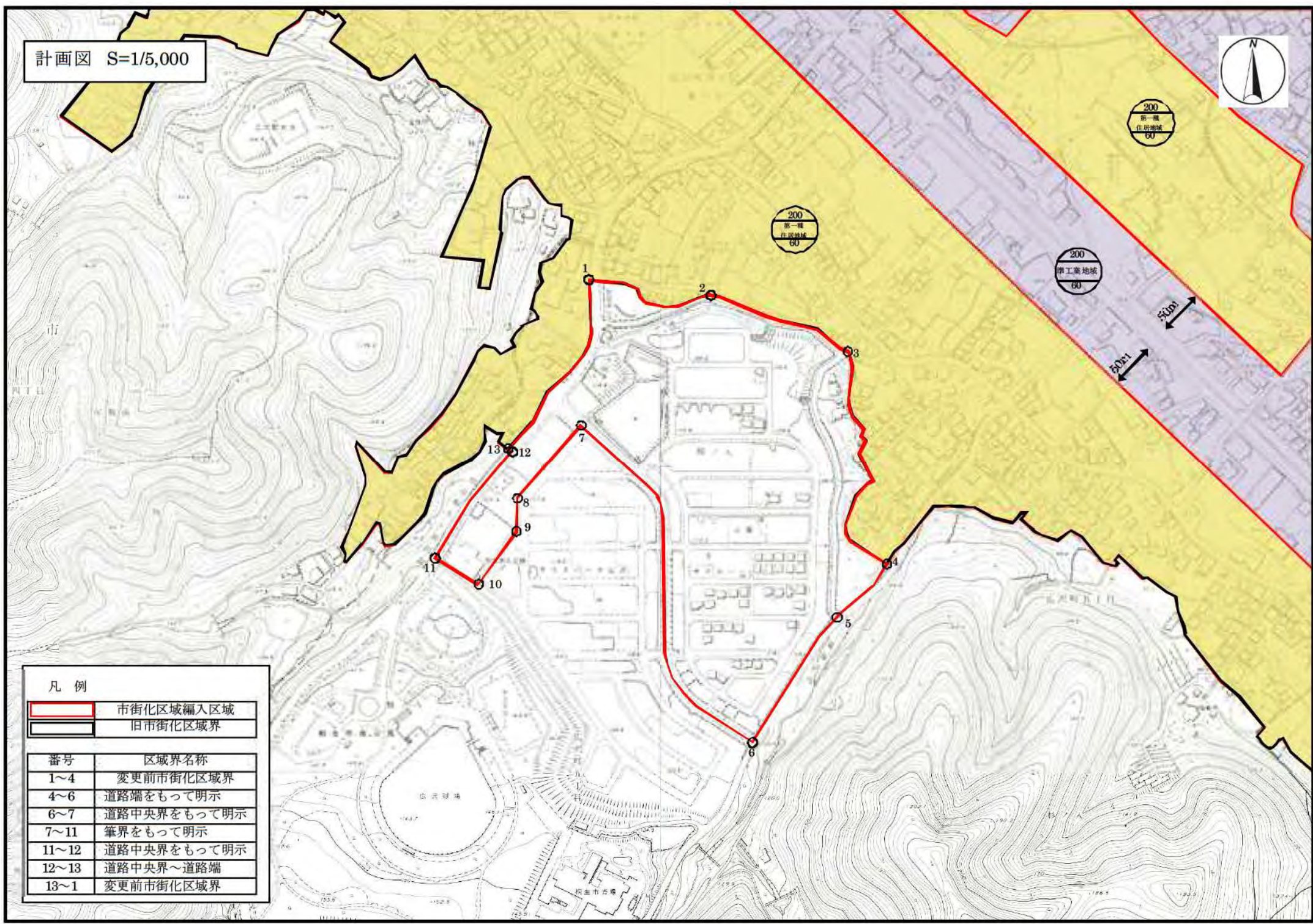
②堤町二丁目地区



①広沢南公園地区

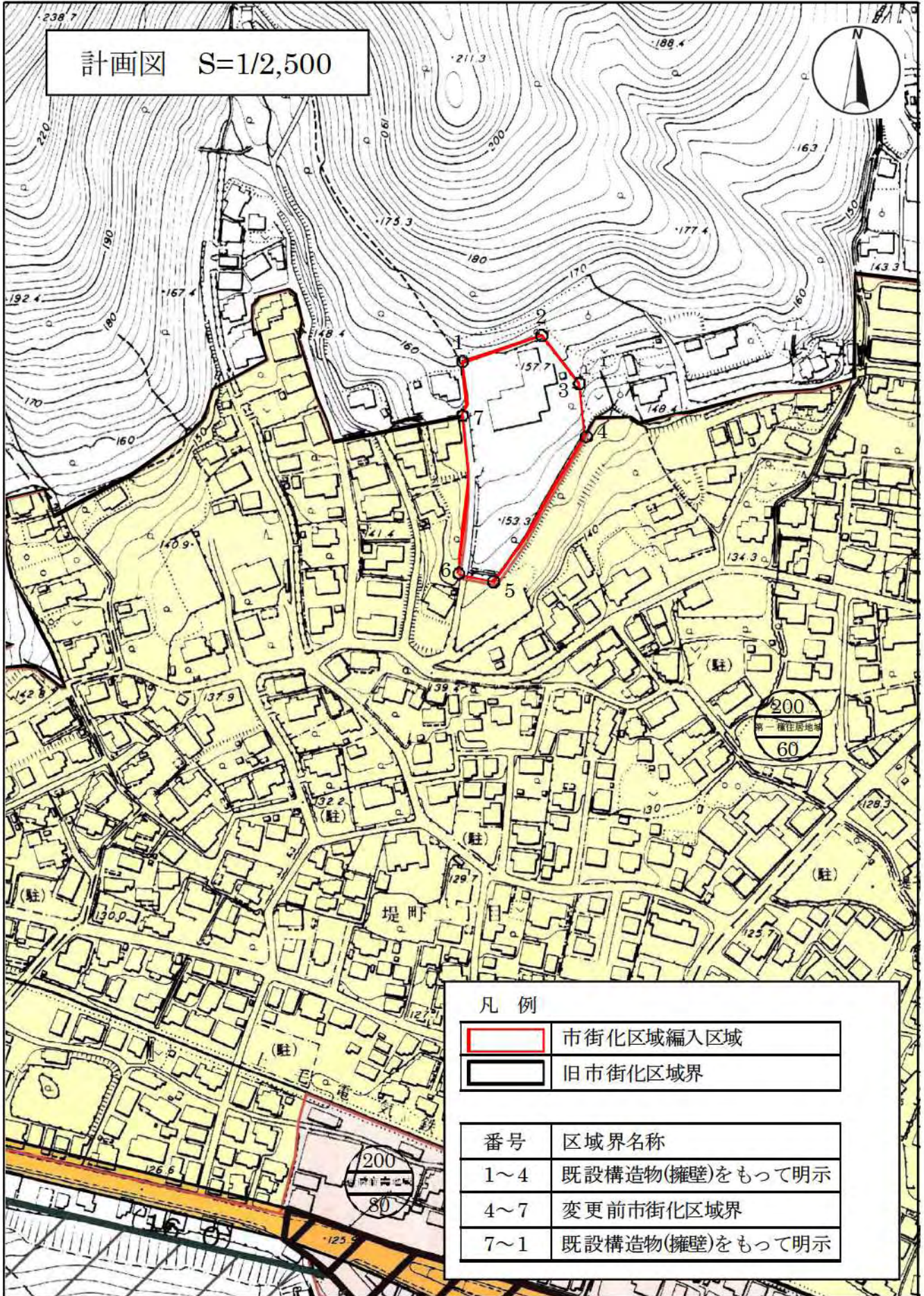


計画図 S=1/5,000

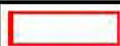



凡例	
	市街化区域編入区域
	旧市街化区域界
番号	区域界名称
1~4	変更前市街化区域界
4~6	道路端をもって明示
6~7	道路中央界をもって明示
7~11	筆界をもって明示
11~12	道路中央界をもって明示
12~13	道路中央界~道路端
13~1	変更前市街化区域界

計画図 S=1/2,500



凡例

	市街化区域編入区域
	旧市街化区域界

番号	区域界名称
1~4	既設構造物(擁壁)をもって明示
4~7	変更前市街化区域界
7~1	既設構造物(擁壁)をもって明示